

## 事業再生弁護士の仕事をご存知ですか？

野上 昌樹  
Masaki Nogami

PROFILEはこちら

私が破産の申立てに関与したA社は、数年前に最高益を達成した後、業績が低迷し、昨期より資金繰りにも窮するようになり、相談に来られた月の月末には、借入金の元金支払を止める(いわゆる「リスケ」)だけでなく、第三者よりニューマネーを投入してもらわないと事業継続が難しい状態でした。A社には、年間数億円の利益を生み出すことができる事業があり、興味を持つスポンサー候補者も出てきたのですが、そのスポンサー候補者も、財務面や法務面について監査(いわゆる「デューデリジェンス」)を行う時間的な余裕がなかったため支援を断念せざるを得なくなり、結局、A社は大きな利益を生み出すことができる事業を抱えたまま破産の申立てをするしかなくなっていました。

もう少し早い段階で、事業再生案件に精通した専門家に相談して金融機関にリスケを申し出れば、A社はスポンサーからの支援により再建できたかもしれません。

事業再生案件に精通した専門家にアクセスする手段を持っていない方もいらっしゃると思いますが、A社は事業再生の分野で有力とされている弁護士を抱える法律事務所複数と顧問契約を結んでいました。にもかかわらず、A社は顧問法律事務所は一切相談されてこなかったようです。

事業再生以外の分野での相談に顧問法律事務所を利用していたことがその主な原因かもしれませんが、翻って考えてみると、弁護士が事業再生分野に関与をしていて、実際のところどのような仕事を行っているかなどは、よほど業界に詳しい方以外の一般の企業の方は法務部の方も含めてご存知ないのではないかとすることに思い当たりました。

文字どおり、事業再生は、経営不振に陥った企業が債権者の協力を得ながら再建していくものであり、皆様の中の多くの方も、事業再生と弁護士から思い浮かぶイメージは、民事再生や会社更生といった裁判所を介した手続であると思います。もちろん、このような仕事は、事業再生分野で弁護士が行う業務の大きな柱であり、そのご理解は決して間違っていない。

しかしながら、事業再生の世界では、民事再生や会社更生といった法的整理を行うと仕入先に迷惑を掛けることにより事業価値を毀損してしまう結果になることから、仕入先からの買掛金等は整理の対象とせず、金融機関からの借入金だけを整理の対象として会社を再建させる、いわゆる「私的整理」と呼ばれる手続が、法的整理と並んで大きな割合を占めています。そして、事業再生の分野に携わる弁護士も、この私的整理に関与することが大変多くなっており、経営不振に陥っているものの、民事再生などの法的整理を行わずに再建したいと考えていらっしゃる企業にとって必要な、金融機関交渉や再建計画立案といったノウハウ等を蓄積していています。また、私どもであれば、同じく事業再生分野に携わっている公認会計士や税理士、コンサルタントとも常に協働していますので、ワンストップでの業務提供が可能となっています。

事業再生の分野に携わっている弁護士は、経営不振に陥った企業からの依頼による業務だけではなく、経営不振企業から債権を回収することや経営不振企業を買収するといったM&Aなども重要な分野として手掛けています。いち早く適切に交渉することにより、経営不振に陥った取引先から適法に担保を取得するなどの方法で債権の回収が奏功することもありますし、経営不振に陥った取引先が魅力ある重要な技術

やノウハウを有している場合には、当該取引先のスポンサーになることにより、通常の場合よりも安価に取引先の事業を手中に収めることができる場合も多くあります。ただ、このような経営不振に陥っている企業から債権回収を行う場合や、そのような企業を買収する場合には、平時とは異なるルールが適用されますので、事業再生分野に携わる弁護士によるアドバイス等が重要になってきます。

このように、事業再生分野に携わる弁護士は、裁判所を利用する民事再生や会社更生といった案件だけではなく、周辺士業である公認会計士や不動産鑑定士などと連携しつつ、いわゆる私的整理も積極的に手掛けており、また、経営不振企業側だけでなく、債権者側や買収者側にも立って仕事をしています。

また、事業再生分野の業務の特徴として、時間との戦いという側面があります。一般論として、どの法的分野でも傷が深

くならない早期の段階で適切な処置を講ずることが、最も良い問題解決の方法になります。事業再生の分野では、経営不振に陥った企業は一定のラインを超えると急速に事業が劣化し破綻に近づいていくため、早期に適切な対処を行うことが、他の分野にもまして肝心です。

そのため、自ら運営される会社だけでなく、何か取引先に異変を感じられた場合には、事業再生に携わる弁護士のいる事務所に、まずは一度ご相談していただければと考えております。

最後に宣伝になりますが、当事務所もまた、本ニュースレターの作成にも携わっている多くの弁護士が日々事業再生の分野で活躍しておりますので、お気軽にご活用いただければ幸いです。